

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 26日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県磐田市新貝2500

氏名 ヤマハ発動機株式会社

日高 祥博

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0538 - 37 - 4007

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ヤマハ発動機株式会社 本社工場		
事業場の所在地	静岡県	磐田市	市 新貝2500番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	本社工場生産額 278,234百万円
③ 従業員数	8,596名 (正規社7,161名、それ以外の職員1,435名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・pH2.0以下の廃酸→(中和・中和凝集・焼却)→再資源化・pH12.5以上の廃アルカリ→(中和・中和凝集・焼却)→再資源化・感染性廃棄物→(焼却)→再生処理業者に委託し再資源化・燃えやすい廃油→(詰替混合・焼却・油水分離・蒸留)→再生処理業者に委託し再資源化・特定有害産業廃棄物→(中和・焼却・溶融・コンクリート固化)→再生処理業者に委託し再資源化

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

責任者	所属 : 製造技術統括部PE部
PE部	職・氏名 : 部長 松村 正也
	組織人員 37名 (本社工場)
	○廃棄物スタッフ 3名
	○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
	○産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握
	○処理業者、再生利用業者の調査、選定、実地確認及び管理
	○委託契約の締結
	○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の管理等
廃棄物削減 ワーキンググループ	○廃棄物処理及び削減に関する企画・立案 ○廃棄物関連の情報共有

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	ph 2.0以下の廃酸	59.075 t
	ph 12.5以上の廃アルカリ	269.679 t
	感染性廃棄物	0.129 t
	燃えやすい廃油	6.960 t
	特定有害産業廃棄物	3.794 t
	(これまでに実施した取組) 燃えやすい廃油については有価化を行った。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	ph 2.0以下の廃酸	58.484 t
	ph 12.5以上の廃アルカリ	266.982 t
	感染性廃棄物	0.128 t
	燃えやすい廃油	6.890 t
	特定有害産業廃棄物	3.756 t

	(今後実施する予定の取組) 引き続き有価化・再生利用を推進する。
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) それぞれ特別産業廃棄物の種類ごとに分けて保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続きそれぞれ特別産業廃棄物の種類ごとに分けて保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.000 t
	感染性廃棄物	0.000 t
	燃えやすい廃油	0.000 t
	特定有害産業廃棄物	0.000 t
	(これまでに実施した取組) —	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.000 t
	感染性廃棄物	0.000 t
	燃えやすい廃油	0.000 t
	特定有害産業廃棄物	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) —	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t	0.000 t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.000 t	0.000 t
	感染性廃棄物	0.000 t	0.000 t
	燃えやすい廃油	0.000 t	0.000 t
	特定有害産業廃棄物	0.000 t	0.000 t

	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t	0.000 t
	ph 1.2.5 以上の廃アルカリ	0.000 t	0.000 t
	感染性廃棄物	0.000 t	0.000 t
	燃えやすい廃油	0.000 t	0.000 t
	特定有害産業廃棄物	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った特別管理産業廃棄物の量
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t
	ph 12.5 以上の廃アルカリ	0.000 t
	感染性廃棄物	0.000 t
	燃えやすい廃油	0.000 t
	特定有害産業廃棄物	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 会社の方針として間接埋立処分・海洋投棄0 t 実施中。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う特別管理産業廃棄物の量
	ph 2.0 以下の廃酸	0.000 t
	ph 12.5 以上の廃アルカリ	0.000 t
	感染性廃棄物	0.000 t
	燃えやすい廃油	0.000 t
	特定有害産業廃棄物	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き間接埋立処分・海洋投棄0 t を継続する。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う 業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	ph 2.0 以下の廃酸	59.075	0.000	0.000	0.000	59.075
	ph 12.5 以上の廃アルカリ	269.679	0.000	0.000	0.000	269.679

①現状	感染性廃棄物	0.129	0.000	0.000	0.000	0.129
	燃えやすい廃油	6.960	0.000	0.000	0.000	6.960
	特定有害産業廃棄物	3.794	0.000	0.000	0.000	3.794
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者を探し処理の委託を行った。					

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	ph 2.0以下の廃酸	58.484	0.000	0.000	0.000	58.484
	ph 12.5以上の廃アルカリ	266.982	0.000	0.000	0.000	266.982
	感染性廃棄物	0.128	0.000	0.000	0.000	0.128
	燃えやすい廃油	6.890	0.000	0.000	0.000	6.890
	特定有害産業廃棄物	3.756	0.000	0.000	0.000	3.756
(今後実施する予定の取組) 引き続き優良認定業者へ処理委託を行う。						
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和5年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	339.637 t				
	(今後実施する予定の取組等) 情報処理センターへ登録済のため特記すべき事無し。					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。